

2政統第2741号
令和3年4月1日

一般社団法人日本種苗協会会長 殿

農林水産事務次官

稲、麦類及び大豆の種子について（通知）の一部改正について

種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号）の施行に伴い、令和3年4月1日付けで稲、麦類及び大豆の種子について（平成29年11月15日付け29政統第1238号農林水産事務次官依命通知）を別添のとおり改正するので御了知願います。

また、このことについて、貴団体におかれましても、傘下会員企業等に対して周知願います。

○ 稲、麦類及び大豆の種子について（平成 29 年 11 月 15 日付け 29 政統第 1238 号農林水産事務次官依命通知） 新旧対照表 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>1 種子・種苗行政の改革について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業競争力強化支援法の制定と主要農作物種子法の廃止</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農業競争力強化支援法との関係において、都道府県中心の制度を一律に義務付ける主要農作物種子法（昭和 27 年法律第 131 号。以下「種子法」という。）は、官民の総力を挙げる体制の構築と矛盾することから廃止されることとなり、主要農作物種子法を廃止する法律（平成 29 年法律第 20 号）が第 193 回国会において成立し、平成 30 年 4 月 1 日に<u>施行された。</u></p> <p>2 主要農作物種子法の果たしてきた役割と廃止、<u>種苗法の改正に至るまでの経緯</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 以上のような経緯を踏まえ、<u>種子法を廃止したところである。なお、都道府県に一律の制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止したものの、都道府県がこれまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務を取りやめることを求めているものではない。</u></p> <p>(6) <u>また、農業分野における知的財産の重要性が増す中、優良な植物新品種は、我が国の農業競争力の源泉として農業者の所得向上や農業の生産性向上に大きく寄与するものであることから、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）により、植物新品種を知的財産として保護することで品種開発の振興を図ってきた。</u></p> <p><u>しかしながら、従前の種苗法では、都道府県等が開発した登録品種の種苗が譲渡された場合、他の都道府県等において産地化されることもあり得ることから、新品種を核とした産地づくりや地域ブランドづくりに支障が生じかねず、都道府県等における品種開発へのインセンティブの低下も懸念された。</u></p> <p><u>このため、登録品種の産地を形成しようとする場合には、育成者権者</u></p>	<p>1 種子・種苗行政の改革について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業競争力強化支援法の制定と主要農作物種子法の廃止</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農業競争力強化支援法との関係において、都道府県中心の制度を一律に義務付ける主要農作物種子法（昭和 27 年法律第 131 号。以下「種子法」という。）は、官民の総力を挙げる体制の構築と矛盾することから廃止されることとなり、主要農作物種子法を廃止する法律（平成 29 年法律第 20 号。<u>以下「種子法廃止法」という。</u>）が成立し、平成 30 年 4 月 1 日に<u>施行されることとなっている。</u></p> <p>2 主要農作物種子法の果たしてきた役割と廃止に至るまでの経緯</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 以上のような経緯を踏まえ、<u>今般、種子法を廃止することとしたところである。</u></p> <p>(新設)</p>

の意図しない地域での栽培の制限を可能とすること等を改正事項とする、種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号）が第203回国会において成立し、一部の改正事項を除き、令和3年4月1日に施行された。

3 稲、麦類及び大豆の種子の生産・供給体制等の構築の重要性

(1) 今般の種苗法の改正により、都道府県、種苗の生産を行う民間事業者等においては、新品種を核とした産地づくりや地域ブランドづくりが行いやすくなることと併せ、国の支援事業等も活用した新たな品種開発の促進が期待される。

(2) これに伴い、都道府県は、稲、麦類及び大豆の種子について、農業者が円滑に入手し利用できることが我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、その安定供給を確保するものとし、それぞれの地域の実情に応じてその果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制の整備等に取り組んでいくことが求められる。

このような状況で、都道府県は、稲、麦類及び大豆の種子の原種及び原原種ほの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、我が国の農業競争力の強化を図ることを目的として、こうした知見を民間事業者に提供する役割も担いつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、それぞれの都道府県の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要である。

(3) (略)

(4) このような取組を行うに当たって、必要な場合には、都道府県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や民間事業者の参入の促

3 種子法廃止後の都道府県の役割

(1) 都道府県に一律の制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止するものの、都道府県が、これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない。

農業競争力強化支援法第8条第4号においては、国の講ずべき施策として、都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとされており、都道府県は、官民の総力を挙げた種子の供給体制の構築のため、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担うという前提も踏まえつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、それぞれの都道府県の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要である。

(新設)

(2) (略)

(3) このような取組を行うに当たって、必要な場合には、都道府県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や民間事業者の参入の促

進を行うための協議会等を通じて、情報の共有、課題の解決策の検討を進めていただきたい。

なお、都道府県域を越えた横断的な課題については、国が調整を行うこととする。

- (5) また、国としては、今後も、都道府県及び民間事業者が多様なニーズに対応した品種開発を実施できるよう必要な措置を講じていくこととしており、都道府県におかれても、他の都道府県等との連携や民間事業者との連携を推進し、品種開発力の向上に努められたい。

(削る)

4 民間事業者への種苗の生産に関する知見の提供

- (1) (略)

進を行うための協議会を設置すること等により、情報の共有、課題の解決策の検討を行うことも考えられる。

なお、都道府県域を越えた横断的な課題については、国が調整を行うこととする。

(新設)

4 稲、麦類及び大豆の種子の品質の確保

- (1) 種子法の廃止に伴い、今後、種子の品質の確保は、種苗法第 61 条第 1 項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日農林水産省告示第 933 号。以下「生産等基準」という。）の遵守状況の確認によって行うこととなる。

(2) このことによつて、

- ① 従来は都道府県が指定した稲、麦類及び大豆の種子は場に限って品質の確認が行われていたが、今後は民間事業者が生産する種子を含めた流通する全ての種子について品質の確認が行われ、
② 従来は都道府県による流通前の全ロットでの審査及び証明書の発行によって品質の確認が行われていたが、今後は国又は都道府県による流通する種子の検査によって確認が行われることによつて、種子の品質が確保されることとなる。

- (3) なお、稲、麦類及び大豆の生産等基準の確認業務は、広域種苗業者（2 以上の都道府県の区域内に営業所（稲、麦類及び大豆の種子について、販売等に関する事務所、保管に関する施設及び種子の調整等に関する施設をいう。）を設けて種苗を販売する種苗業者）においては農林水産大臣が、それ以外の種苗業者においては都道府県知事が行うこととなる。

(4) その他

生産等基準は流通する全ての稲、麦類及び大豆の種子が対象となることから、都道府県においては、稲、麦類及び大豆の種子の生産を行う民間事業者に対しても生産等基準について周知されたい。

5 民間事業者への種苗の生産に関する知見の提供

- (1) (略)

(2) 農業競争力強化支援法の目的は、官民の総力を挙げた種子・種苗の開発・供給体制を構築することで、我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にすることにあり、我が国の貴重な知的財産である技術や品種が海外や外国企業等に流出し、我が国農業の国際競争力が損なわれないよう留意する必要がある。

こうした観点から、都道府県が持つ知見を民間事業者を提供する場合においては、その事業者が自らの知見とともに提供された知見を活用して、品種開発を進め、我が国農業の競争力強化に貢献しようとする民間事業者に対して提供することが適切である。

この際、都道府県においては、民間事業者への知見の提供に当たって、民間事業者の品種開発等についての考え方を確認した上で、共同研究契約等の契約を結び、我が国農業の国際競争力の向上に資するよう適切な措置を講ずる必要がある。

なお、民間事業者への知見の提供に際して、必要な場合には、国に相談していただきたい。

5 稲、麦類及び大豆の種子の品質の確保

(1) 種子法の廃止に伴い、今後、種子の品質の確保は、種苗法第 61 条第 1 項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日農林水産省告示第 933 号。以下「生産等基準」という。）の遵守状況の確認によって行うこととなる。

(2) このことによって、

① 従来は都道府県が指定した稲、麦類及び大豆の種子は場に限って品質の確認が行われていたが、今後は民間事業者が生産する種子を含めた流通する全ての種子について品質の確認が行われ、

② 従来は都道府県による流通前の全ロットでの審査及び証明書の発行によって品質の確認が行われていたが、今後は国又は都道府県による流通する種子の検査によって確認が行われることによって、種子の品質が確保されることとなる。

(3) なお、稲、麦類及び大豆の生産等基準の確認業務は、広域種苗業者（2 以上の都道府県の区域内に営業所（稲、麦類及び大豆の種子について、販売等に関する事務所、保管に関する施設及び種子の調整等に関する施設をいう。）を設けて種苗を販売する種苗業者）においては農林水産大臣が、それ以外の種苗業者においては都道府県知事が行うこととなる。

(2) 農業競争力強化支援法の目的は、官民の総力を挙げた種子・種苗の開発・供給体制を構築することで、我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にすることにある。

したがって、民間事業者への知見の提供に当たっては、この観点から適切な契約を締結することが必要不可欠であるので、この点十分留意されたい。

また、必要な場合には、国に十分相談いただきたい。

(新設)

(4) その他

生産等基準は流通する全ての稲、麦類及び大豆の種子が対象となることから、都道府県においては、稲、麦類及び大豆の種子の生産を行う民間事業者に対しても生産等基準について周知されたい。

6 稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に必要な経費

種苗法及び農業競争力強化支援法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に、地方交付税措置が講じられているため、留意されたい。

(新設)